報告第6号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月23日

提出者 足立区長 近藤弥生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決 定 額	相手方	事件の概要
1	令和5年2月20日	282, 030	円足立区鹿	令和3年10月27日、区道
			浜在住者	の歩道部分の植樹桝の
				内側が歩道面より低
				く、植栽が無かったこ
				とから、歩行器を使っ
				て歩行していた相手方
				が同植樹桝でバランス
				を崩して転倒し、頭部
				裂傷の傷害を与えた。
2	令和5年3月2日	1, 555, 113	円足立区千	令和4年5月19日、職員が
			住大川町	公用車で走行中、交差点
			在住者	を右折する際、左側を並
				走していた自転車を追い
				越そうとしたところ、自
				転車右側に車両左側面を
				接触させ、相手方に右と
				う骨骨折の傷害を与え
				た。